

平成 16 年財政再計算に基づく財政検証の在り方

将来見通し推計方法の検証

1 観点

各制度の推計方法が明らかとなるようにすること（制度による相違も明らかとなるようにする。）

年金数理の観点からみて妥当であること

2 検証項目

(1) 基礎数、基礎率とその作成方法

基礎数、基礎率の種類

財政再計算で使用した基礎数、基礎率の種類を明示する。

基礎数の作成方法とそのデータ

基礎数について、元となる統計とその作成方法を調べる。

推計の足元である基礎数の特徴を把握する。

基礎率の設定方法とその数値

基礎率について、各制度における設定方法とその数値を検証する。

基礎率間の妥当性と整合性をみる。

(2) 将来見通しの^{アルゴリズム}計算過程

将来推計の全体構造

全体像がわかるレベルのフローチャートを調べる。

年次別推計の方法の詳細（算定式レベルでの計算過程）

将来見通しに係るシミュレーションの過程で、当該データを一年度分更新する（転がす）際のアルゴリズムを、算定式レベルで調べる。（別添 1「算定式の例」参照）

また、算定式の流れを図解したレベルでのフローチャートもみる。

推計方法に関し特に調べる事項

以下の点に関する推計方法を調べ、その妥当性を検証する。

- ア．〔厚年〕保険料水準固定方式導入への対応
- イ．有限均衡方式導入への対応
- ウ．再評価率と年金額の改定方法が変わることへの対応
- エ．〔厚年〕マクロ経済スライド導入への対応
- オ．〔国共済・地共済〕国共済・地共済の財政調整の仕組(新しい拠出金の交付・受入れ)導入への対応
- カ．基礎年金国庫負担割合(2分の1)引上げへの対応
- キ．その他
 - ・ 前回、受給者数と待期者数の推計で乖離が大きかった制度については、今回どのような配慮をしたか。 等

将来見通しの推計結果の比較

被保険者数の見通しの比較(実績、改正前、改正後)

受給者数の見通しの比較(実績、改正前、改正後)

財政見通しの比較(実績、改正前、改正後)

保険料率の見通しの比較(改正前、改正後)

安定性の確保

1 観点

A 給付水準先決めの場合

保険料率が急激に引き上げられる恐れや負担が過大なものとなる恐れのないこと

B 保険料水準固定方式の場合

給付水準が急激に引き下げられる恐れや老後の基本的部分を支えられなくなる恐れのないこと

2 検証項目

(1) 給付水準と保険料率

給付水準の将来見通し

制度改正案の「モデル年金」の場合の給付水準（法定の下限 50% と対比）の見通しをみる。

マクロ経済スライドのスライド調整率等の将来見通し

スライド調整率の見通しをみる。

公的年金被保険者総数等の見通しをみる。

保険料率の将来見通し

各制度の保険料率の引上げ幅、最終保険料率及びその到達年度、（2100 年度の積立比率）をみる。

各制度の基礎年金拠出金に相当する保険料率の将来見通しについて検証する。

(2) 各財政指標等による評価

総合費用率その他の財政指標と保険料率の将来見通し

(3) 積立水準

積立比率の将来見通し

積立金の取り崩し分及び運用収入分の料率換算

各制度の年金の財源と給付の内訳（平成 16 年財政再計算）

各制度の年金給付現価とその財源構成（保険料、国庫負担等、積立金）を図解する。（過去期間分と将来期間分に分割）

(4) 財政再計算で用いられた前提を変更した場合の影響

前提を変えた場合の財政見通しを作成し、給付水準見通し及び最終保険料率見通しの感度分析を行う。

- ・〔厚年〕前提を変えた場合の給付水準や積立比率の変化を調べる。
- ・〔共済〕前提を変えた場合の最終保険料率の変化を調べる。

《変更する前提》

加入者数の見通しを変更した場合

基礎年金拠出金単価を変更した場合

死亡率を変更した場合

経済的要素（運用利回り、賃金上昇率等）を変更した場合

(5) 制度改正の影響

保険料率の上限固定の有無、スライド調整の有無、給付下限の有無、均衡期間（永久か有限か）、国庫負担割合について、組合せを変えた財政計算を行い、財政見通し（保険料率、給付水準、積立比率等）を調べる。

上記財政計算間の差をみることにより、方式変更の影響を調べる。

公平性の確保

1 観点

基本的には、制度間で過去の運営状況等を考慮した上で同じ年金給付に対する保険料水準に差がないこと

2 検証項目：年金制度間の公平性

- 各制度の保険料率の将来見通しを制度間で比較する。
- 各共済制度の職域部分を除いた場合の保険料率の将来見通しを制度間で比較する。

(別添 1)

[算定式の例]

SI 年度末に当該制度の加入期間が K 年である性 M の死亡者 (SJ 歳) から発生した TJ 歳の遺族年金 (比例部分) 受給者数

$$\begin{aligned} & \text{遺族年金 (比例部分) 受給者数 (SI , TJ , M , K) =} \\ & \quad \text{遺族年金 (比例部分) 受給者数 (SI - 1 , TJ - 1 , M , K)} \times (1 - \text{遺族年金失権率 (SI - 1 , TJ - 1 , M)}) \\ & + \text{被保険者数 (SI - 1 , SJ - 1 , M , K - 1)} \\ & \quad \times \{ 1 - \text{EXP (- 死亡脱退力 (SI - 1 , SJ - 1 , M))} \} \times \text{被保険者有遺族率 (SJ - 1 , M)} \\ & + \text{待期者数 (SI - 1 , SJ - 1 , M , K : 受給資格期間以上)} \\ & \quad \times \{ 1 - \text{EXP (- 待期者死力 (SI - 1 , SJ - 1 , M))} \} \times \text{被保険者有遺族率 (SJ - 1 , M)} \\ & + \text{在職の老齢年金 (比例部分) 受給者数 (SI - 1 , SJ - 1 , M , K - 1)} \\ & \quad \times \{ 1 - \text{EXP (- 死亡脱退力 (SI - 1 , SJ - 1 , M))} \} \times \text{被保険者有遺族率 (SJ - 1 , M)} \\ & + \text{退職の老齢年金 (比例部分) 受給者数 (SI - 1 , SJ - 1 , M , K)} \\ & \quad \times \text{老齢年金失権率 (SI - 1 , SJ - 1 , M)} \times \text{老齢受給者有遺族率 (SJ - 1 , M)} \\ & + \text{障害年金 (比例部分) 受給者数 (SI - 1 , SJ - 1 , M , K)} \\ & \quad \times \text{障害年金失権率 (SI - 1 , SJ - 1 , M)} \times (\text{障害年金の等級割合 [1 級]} + \text{障害年金の等級割合 [2 級]}) \\ & \quad \times \text{障害受給者有遺族率 (SJ - 1 , M)} \end{aligned}$$

注 1) 年齢相関により、SJ が TJ により一意に定まった場合の式であり、対応する年齢が複数となる場合は別の算式となる。

2) 障害 3 級からの遺族年金の発生はないので、障害年金の等級割合のうち 1 級と 2 級のものを乗ずる。